

## 令和2年小野町議会定例会3月会議

### 議事日程（第1号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第7号）  
〔上程、説明、質疑、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 4号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 5号 令和元年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 6号 令和元年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 7号 令和元年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 8号 令和元年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 9号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 令和2年度小野町一般会計予算  
〔上程、説明、質疑、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第12 議案第11号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和2年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 令和2年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和2年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 令和2年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 令和2年度小野町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑、以下日程第21まで同じ〕
- 日程第19 議案第18号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第19号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 町有財産賃貸借契約の変更について  
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第23 議案第22号 分収造林の設定の変更について  
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第24 議案第23号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について

〔上程、説明、質疑〕

日程第25 議案第24号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについて

〔上程、説明、質疑、採決〕

日程第26 議案第25号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて

〔上程、説明、質疑、採決〕

日程第27 議案の委員会付託

日程第28 請願・陳情の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	石井一一君
企画政策課長	吉田吉広君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	宗像喜也君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	先崎福夫君

---

### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉田浩祥 次長 二瓶淳

書 記 吉 田 靖 章

書 記 佐 藤 理 恵

開議 午前10時00分

◎特別表彰受賞報告

○議長（田村弘文君） 会議に入ります前に改めまして議員各位及び町執行部の皆さんにご報告申し上げます。

去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会の席上で小野町議会が、全国町村議会議長会会長より特別表彰を受けました。議員各位には今後も住民の福祉向上のため、より一層のご尽力をお願い申し上げます。また、町執行部におかれましても、我々議会活動に対し、引き続きのご理解とご協力をお願いいたし、このたびの受賞の報告といたします。

---

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） それでは、ただいまから令和2年小野町議会定例会3月会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

5番 渡 邊 直 忠 議員

6番 会 田 明 生 議員

を指名します。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

5番、渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 去る3月2日に開催した議会運営委員会の結果について報告をいたします。

令和2年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、3月5日から3月13日までの9日間を目途に進めて参ります。

次に、議案の採決方法について、議案第3号及び議案第10号並びに議案第24号から議案第25号までについては起立採決とし、議案第4号から議案第9号まで及び議案第11号から議案第23号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第24号から議案第25号までについては、委員会付託を行わず議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号については厚生産業常任委員会に付託をし、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会3月会議の日程は、本日から3月13日までの9日間を目途に進めることといたします。

また、議案の採決方法について、議案第3号及び議案第10号並びに議案第24号から議案第25号までについては起立採決とし、議案第4号から議案第9号まで及び議案第11号から議案第23号までについては簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第24号から議案第25号までについては、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

定例会3月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理した請願・陳情は1件であります。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案第3号～議案第9号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第3号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第7号）から日程第10、議案第9号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

◎議案第3号～議案第9号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和2年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、令和2年度一般会計予算をはじめとする重要な議案を提出いたしました。以下、その概要をご説明申し上げますが、それに先立ち、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、中華人民共和国をはじめ世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症についてであります。国より感染拡大防止に向けた要請などが発出されたことに伴い、町としての対策を総合的かつ強力に推進するため、2月28日付で新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

町民の皆様に対しましては、引き続き感染予防対策について、迅速で正確な情報提供に努めるとともに、注意喚起の徹底を行って参ります。

さて、今年度は新しい元号令和へ移行し、新たな時代が始まる歴史的な年度となりました。新しい時代を迎える中で、町民の皆様が安心して暮らせ、持続可能なまちづくりを進めるために、町の指針「未来へ おのまち総合計画」の下、目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応し、発想力を高めながらスピード感を持って主要プロジェクトを柱とした施策の着実な取組を進めるとともに、重要課題として大きく捉えております人口減少対策について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「過疎地域自立促進計画」に基づく事業を実施して参りました。

また今年、令和2年は、昭和30年の町制施行から65周年の節目の年となります。この間、社会情勢等の大き

く揺れ動く中で、我が町は社会資本を整えつつ「笑顔とがんばりの町」をキャッチフレーズに歩んで参りました。

現在、日本全体で「人口減少・超高齢化社会」を迎えた構造的な問題の中で、人口減少が止まらない状況がありますが、住民に最も身近な基礎自治体、そして持続可能な自治体として発展し続けるために、引き継いだ豊かな自然環境や貴重な地域資源、継承された文化の融合を図りながら、より質の高い多様な行政サービスを安定的に供給出来るよう、職員と日々努力を重ねて参ります。更に、地域社会における様々な課題に対し、住民に皆様にご協力いただきながら、住民と行政が知恵と力を合わせ、同じ目的のため、共に協力して働く協働のまちづくりを進めて参ります。

そして、小野町が平和で笑顔にあふれ、町民の皆様一人ひとりが希望と誇りを持てる、そして、町の将来像である「人も自然も元気 みんなの笑顔かがやくまち」を目指して参ります。

これらを着実に前進させるため、総合計画の基本理念である「安全安心ですみやすいまち」「オールおのまち」「自然を活かす・環境を活かす・人を活かす」「持続可能なまち」、そして掲げられた4つの基本目標の達成に向け、少子高齢化への対応や次世代を担う人材を育成、町の魅力発信の強化や環境、防災等の諸課題に対し、町民の皆様にご協力を頂きながら取り組んで参る所存であります。

それでは、令和2年度当初予算編成等の概要について申し上げます。

予算編成につきましては、スタートから3年目を迎える総合計画に掲げる主要施策に加え、人口減少対策のための中心的な指針で、令和2年度から5年間を計画年度とする第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や過疎地域自立促進計画に基づく諸事業に優先的に配分を行うとともに、将来に向けて老朽化が進んだ公共施設等の維持管理・長寿命化対策等を推進するものであります。

編成内容として、自主財源の根幹となる町税で太陽光発電設備新設に伴い、固定資産税の増加を見込んでおりますが、一般財源の確保が厳しさを増していることには変わりはなく、国・県補助金等を的確に把握し、財源確保に努めるとともに、ゼロベースから事業の必要性、優先度を十分に検証し、限られた財源の重点的、効果的な活用を図ったものです。

更に、多様化する町民からの要望を町の施策に適切に反映させることは出来るよう関係団体、国・県等と緊密な連携を図るとともに、庁内においては、課等の枠組みにとらわれることなく、組織横断的な視点で編成作業を行い、事業の必要性、実効性を十分に勘案しながら予算編成したものであります。

総合計画を加速度的に推し進めるため、予算規模が膨らむこととなりましたが、執行段階での創意工夫により歳出削減に努め、極力、収支バランスが整うように配意していきたいと考えております。

さて、総合計画において、将来像実現に向け、令和2年度において重点的に進める主な事業について、基本目標ごとにご説明申し上げます。

まず初めに、基本目標1の「子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために」における重点事業として、「認定こども園整備事業」に取り組みます。令和4年度開園予定の民設民営による公私連携幼保連携型認定こども園の園舎建設工事が着工される予定であります。公私連携の下、子育て環境の充実を図るため、国及び県の補助金を受けながら一定の基準に基づき園舎建設工事費の一部補助を行うものであります。

次に、「結婚、出産、子育て応援事業」として、出会いの場創出などの結婚支援事業から、安心して出産・

子育てが出来る支援サービスのより一層の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを加速化させます。

次に、「放課後子ども総合プラン事業」として、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりの放課後児童クラブ並びに放課後子ども教室を運営します。放課後児童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、宿題や友達と遊んだりする生活の場を提供します。また、放課後子ども教室では、令和元年度まで飯豊小学校、夏井第一小学校の2校において実施していましたが、小学校の統廃合により、スクールバス利用児童の待機場所となる多目的研修集会施設の大ホールにおいて新たに開設いたします。

次に、「小中学校学力向上対策事業」として、令和2年度は新学習指導要領が全面実施となり、小学校において英語の教科化やプログラミング教育が必修化されることから、引き続き教育委員会に指導主事2名を配置し、学校への指導体制を強化しながら学力向上対策の充実を図って参ります。

また、小学校の統合により、小規模校の複式学級の解消など学校規模の適正化が図られますが、児童が落ち着いた環境で学習に取り組めるよう、教育環境整備に努めて参ります。

基本目標2の「便利で住みよいきれいな町を目指して」における重点事業として、「役場庁舎の整備推進事業」に取り組みます。新たな役場庁舎建設に向け、指針となる基本構想・基本計画の策定等を進めて参ります。

次に、「小野インターチェンジ周辺開発推進事業」として、町の優れた地域資源である小野インターチェンジの周辺を活用し、人を呼び込み、産業・文化・観光などによる交流を促進し、町の更なる発展を目指すものであります。整備予定エリアの用地確保へ向けた調査や個別の開発コンセプトや地域資源との関係性、民間事業者の誘導や資金の調達について、学術機関をはじめとする研究機関との調査と検証を進めて参ります。

次に、「街なか道路整備事業」として、引き続き、街なかにおける安全な歩行空間確保のために、舗装の段差解消や既設の老朽側溝等の改修を進めて参ります。

また、今年度、街なか町道の一部狭隘、クランク箇所を解消するための拡幅整備工事、小野新町駅前の混雑解消のための交通安全対策工事を行っており、一部繰越事業となる予定であります。引き続き人と車に安全・安心な拡幅や歩道等の道路整備工事を図って参ります。

更に、安心してまち歩きが出来る環境整備として、地元行政区等と連携を図りながら公共空き地の活用について検討して参ります。

基本目標3の「将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ」における重点事業として、「町民の健康づくり事業」に取り組みます。壮年期から増加する生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、運動教室の開催や各種栄養教室の開催、特定保健指導、訪問による各種保健指導により健康意識の向上と健康増進の充実を図ります。

次に、「公立小野町地方総合病院の運営支援事業」として、地域で安心して生活出来る医療環境の整備に向け、公立小野町地方総合病院に対し、医師確保のための支援を強化し、早期に24時間体制の診療の再開を目指して参ります。

基本目標4の「働く喜びをみんなで感じるために」における重点事業として、「担い手育成・確保、農地集積・集約化推進事業」に取り組みます。認定新規農業者に対し、就農初期の負担軽減等を図るため、支援金を交付するほか、農地中間管理機構等を活用した農地集積・集約化を推進します。

次に、「6次産業化と発酵のまちづくり推進事業」として、名誉町民で発酵学の権威である小泉武夫先生の



アドバイスを受けながら、新たに推進協議会を創設し、産業との連携を促進します。また、地元の優良農産物を活用し、味噌、塩麴、チーズなどを製造し、イベントなどで配布するほか、関連事業として、石垣市などの自治体間交流、小野高校との連携、各種研修会、発酵食品の料理教室など多様な事業を展開し、6次化と発酵のまちづくりを進めて参ります。

このほかにも、新規事業や重点的に進める事業等の主なものとして、今年が町制65周年の節目の年であります。周年を記念いたしまして、生涯学習講演会の開催や4年に1度、町民が一堂に集い、スポーツに親しみながら健康増進と体力向上、そして町民同士のきずなを深め、明るく健康なまちづくりを目的に開催する小野町スポーツフェスティバル、これは町民大運動会などを記念事業として計画しております。

更に、町民の安全・安心な暮らしを守る観点から、昨年発生した台風19号災害時の対応の教訓を生かし、各行政区の区長全員にIP無線機を配置し、自主防災組織の充実強化を図るための機器購入事業や高齢運転者の事故防止策として、自動車急発進防止装置設置支援事業を行い、アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故防止策を講じて参りたいと考えております。

4月より町内4小学校が統合し、小野小学校が開校いたします。遠距離通学の児童等の安心・安全な通学を確保するため、スクールバス運行事業の充実を図って参ります。

なお、各小学校の閉校と小野小学校の開校が間近に迫っております。12月末には、教育委員会において小・中学生のスクールバスの試運転を行い、子供たちの乗車指導や通学路・バスの集合場所などの安全点検を行って参りました。登下校の安全対策につきましては、教育委員会を中心に町民生活課や地域整備課と連携を図りながら、スクールバス運行ルートにおける防犯灯の設置や登校時の交通教育専門員の配置、歩道橋の修繕等を進めております。

各小学校の閉校記念式典については、実行委員会において新型コロナウイルス感染対策の関係で中止とした小学校や現在検討している小学校があると伺っております。今月末の統廃合による小学校4校の閉校式及び4月6日の小野小学校の開校式については、感染症の対策を取り、時間短縮や必要最低限の関係者などの出席により可能な限り縮小し、実施することとしておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。統合後も、子供たちが安心して学べる教育環境づくりに引き続き取り組んで参ります。

また、継続して高齢者の移動支援のタクシー利用料金助成事業、給水区域外における飲用水確保対策事業、防犯カメラ増設などの防犯対策事業を進めて参ります。

更に、観光振興として、町の重要な観光資源である東堂山満福寺に奉納されている昭和羅漢が、5月の東堂山祭礼時には500体を超える奉安が予定されていることから、町の観光、そして特色ある歴史・文化のPRの機会と捉え、各種記念事業に対し支援して参りたいと考えております。

以上、令和2年度予算編成における基本方針及び主な施策の一端を述べさせていただきました。

今年、さきにも申し上げましたが町制施行65周年の節目の年であります。「笑顔とがんばりの町」のキャッチフレーズのように、笑顔で生き生きと活躍する町民の皆様と協働し、それぞれが地域の役割を担い、令和の時代を担う子供たちが明るく元気に心身ともに健やかに育ち、そして、ここに住む人たちが「住んでいてよかった」「これからも住みたい」と笑顔で言っていただけの「幸せを実感できる」まちづくり実現に向け、私自身が先頭に立ち、住民の皆さんの協力を頂きながら「オール小野町」で取り組んで参りますので、議員各位

のなご一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、令和2年小野町議会定例会3月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第3号から議案第9号までの令和元年度各会計補正予算7案件につきましてご説明申し上げます。

議案第3号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から2億783万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を59億661万4,000円とする補正予算であります。各費目において事業完了による計数整理が主なものであります。

歳入において、特別交付税、震災復興特別交付税、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を増額し、被用者児童手当国庫負担金、現年災公共土木施設災害復旧費国庫負担金、現年災農業土木施設災害復旧事業県補助金、過疎対策事業債、現年土木施設補助災害復旧事業債、公共土木施設小災害復旧事業債等を減額するものであります。

歳出におきましては、増額するものとしたしましては、地方バス路線維持対策事業補助金、田村広域行政組合情報管理費分担金、公立小野町地方総合病院企業団負担金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を増額しております。

減額するものとしたしまして、介護保険特別会計繰出金、児童手当及び特例給付費、田村広域行政組合衛生費分担金、町道拡幅・舗装新設工事に係る経費、災害復旧工事費等であります。

歳入・歳出増減補正の主なものは以上のとおりであります。財政調整基金の減額調整によって収支の均衡を図るものであります。また、完了が次年度となる見込みの現年災公共土木施設災害復旧事業のほか、9事業につきまして繰越明許費として所要の措置を講じるものであります。

次に、議案第4号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から229万円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億1,418万3,000円とする補正予算であります。

歳入において、国民健康保険税、一般会計繰入金等を減額し、災害臨時特例補助金、保険給付費等交付金等を増額するものであります。

歳出において、退職被保険者等療養給付費、健康増進費等を減額し、一般被保険者療養給付費、直営診療施設勘定繰出金等を増額し、予備費で収支の調整を行うものであります。

次に、議案第5号 令和元年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から22万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,014万円とする補正予算であります。

歳入において、後期高齢者医療保険料を増額し、繰入金、受託事業収入を減額するものであります。

また、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、一般管理費、保健事業費を減額するものであります。

次に、議案第6号 令和元年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から6,850万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億454万3,000円とする補正予算であります。

歳入において、県補助金を増額し、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県負担金、繰入金を減額するものであります。

歳出において、介護保険システム改修業務委託料を増額し、認定査定会委員報酬等を減額するほか、保険給付費等の各費目において年間見込額の増減補正をするものであります。

次に、議案第7号 令和元年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から136万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,994万5,000円とする補正予算であります。

歳入において、浄化槽設置費分担金、循環型社会形成推進交付金、一般会計繰入金等を減額し、歳出において浄化槽設置工事費及び手数料等を減額し、予備費で収支の調整を行うものであります。

次に、議案第8号 令和元年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に75万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を352万2,000円とする補正予算であります。

歳入において、文化・体育振興基金造成一般寄附金を増額し、同様に一般会計繰入金を増額するものであります。

また、歳出において、一般寄附金、一般会計繰入金の合計額分を文化・体育振興基金積立金へ積立てするものであります。

次に、議案第9号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収支につきましては、収入について35万4,000円を減額し、総額1億6,487万3,000円、支出について14万6,000円を増額し、総額1億5,884万7,000円とするものであります。

収入において、一般会計補助金を減額し、支出において、浄水施設動力費、減価償却費等を増額し、退職負担金を減額するものであります。

資本的収支につきましては、収入について294万3,000円を増額し、総額4,252万7,000円、支出について257万1,000円を減額し、総額9,568万6,000円とするものであります。

収入において、消火栓工事負担金を減額、道路改修事業補償費を増額し、支出において、浄水場電気設備改修工事費等を減額するものであります。

以上、議案第3号から議案第9号までの令和元年度各会計補正予算7案件につきましてご説明を申し上げますが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（田村弘文君） 暫時休憩といたします。

これより、ただいま町長から報告ありました最近の主な行政諸般の内容を記載した書面を配付いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（田村弘文君） 配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

---

#### ◎議案第3号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第3号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第3号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第4号～議案第9号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第4号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第9号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案について一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第9号までの6議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第10号～議案第16号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第10号 令和2年度小野町一般会計予算から日程第17、議案第16号 令和2年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

◎議案第10号～議案第16号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第10号から議案第16号までの令和2年度各会計当初予算7案件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第10号 令和2年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,900万円とするものであります。

歳入につきましては、町税が8.8%増の11億1,095万3,000円、地方交付税が震災復興特別交付税等の増により4.6%増の21億3,604万8,000円、町債が9.3%減の6億8,150万円で、このうち緊急防災・減災事業債が90万円、過疎対策事業債が5億3,610万円、臨時財政対策債が1億1,100万円、災害復旧債を3,350万円見込むものであります。

続きまして歳出であります。タクシー助成制度委託料、認定こども園整備事業補助金、勤労青少年ホーム屋上防水・外壁塗装工事費、林業専用道整備事業工事費、町道拡幅・舗装新設工事費、小野公園グラウンド夜間照明更新工事費、スクールバス運転業務委託料、ふるさと文化の館改修工事費、過年災害復旧工事費等を計上するものであります。

最後に予備費として前年度同額の3,000万円を計上するものであります。

次に、議案第11号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,886万3,000円とするものであります。

歳入において、国民健康保険税を1億8,028万円、県支出金を8億9,269万3,000円などを見込むもので、歳出において、保険給付費を8億7,800万円、国民健康保険事業費納付金を2億3,841万円、保健事業費を1,759万9,000円などを見込むものであります。

次に、議案第12号 令和2年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億953万6,000円とするものであります。

歳入において、後期高齢者医療保険料を7,313万9,000円などを見込み、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金を1億335万1,000円などを見込むものであります。

次に、議案第13号 令和2年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億646万4,000円とするものであります。

歳入において、介護保険料を2億5,050万円、国庫支出金3億7,303万9,000円などを見込み、歳出において、保険給付費を13億1,500万円などを見込むものであります。

次に、議案第14号 令和2年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,414万円とするものであります。

歳入において、浄化槽設置分担金750万円、浄化槽使用料1,873万9,000円、下水道事業債980万円などを見込

み、歳出において、浄化槽設置工事費3,517万3,000円などを見込むものであります。

次に、議案第15号 令和2年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217万2,000円とするものであります。

歳入において、文化・体育振興基金繰入金206万6,000円などを計上し、歳出において、文化・体育振興のための基金運用費に207万1,000円充てるものであります。

次に、議案第16号 令和2年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収支におきましては、収入において1億6,716万8,000円、支出において1億6,197万6,000円と定め、資本的収支におきましては、収入において5,932万9,000円、支出において1億2,333万4,000円とするものであります。

主な内容であります。収益的収支において、収入では、水道使用料1億2,597万3,000円などを見込み、支出では、浄水施設維持管理費用、配水管等修繕費、減価償却費などを計上するものであります。

資本的収支において、収入では、工事負担金を2,392万9,000円、企業債を1,890万円、一般会計補助金1,650万円などを見込み、支出では、施設改修事業費を3,036万円、配水管布設替事業費を3,355万円などを見込むものであります。

以上、議案第10号から議案第16号までの令和2年度各会計予算7案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第10号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第10号 令和2年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第10号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第11号～議案第16号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第11号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第16号 令和2年度小野町水道事業会計予算までの6議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第16号までの6議案について質疑を終わります。

---

◎議案第17号～議案第20号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第18、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第21、議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまで4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

◎議案第17号～議案第20号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第17号から第20号までの条例の一部改正4案件につきましてご説明いたします。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、総務省より発出された時間外勤務手当等の算出に係る通知に基づき所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、時間外勤務手当の算定に用いる勤務1時間当りの給与額の算定基礎について、給料の月額に寒冷地手当の月額を含めて算出するよう改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第18号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、労働基準法等の一部改正に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し改正を行うほか、人事院より発出された「障害の特性等に応じた早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針」に基づき所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、労働法制の改正を踏まえ、地方公務員における長時間労働の是正を図るため、正規の勤務時間以外の時間である超過勤務命令の上限等に関する措置を講じ改正するほか、障害者である職員が障害の特性等に応じて無理なく、かつ、安定的に働くことが出来るよう早出遅出勤務を設定するため所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第19号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、改正された内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を件名条例の参酌基準として所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、条例名を改めるほか、食事の提供に要する費用の取扱いの変更や新たに幼児教育・保育の無償化の対象となった特定子ども・子育て支援施設等の基準に関する項目を設けるなどの改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、町営住宅の老朽化等に伴い住宅の解体を行ったことから、住宅管理戸数の改正を行うものです。

改正内容としましては、公営住宅法に基づき設置した住宅個数について、槻木内S住宅1戸及び七生根住宅1戸、光明院住宅1戸の廃止により、合計の住宅管理戸数を「239戸」から「236戸」に改めるもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第17号から議案第20号までの条例の一部改正4案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第17号～議案第20号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの4議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第20号までの4議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第21号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第22、議案第21号 町有財産賃貸借契約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕



---

◎議案第21号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第21号 町有財産賃貸借契約の変更についてであります。本案は、一般廃棄物最終処分場用地として株式会社ウィズウェイストジャパンと締結している町有財産賃貸借契約について、貸付期間が令和2年3月31日をもって満了となるため、令和8年3月31日までの6年間延長する契約変更をしたため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、貸付代金につきましては、現在同様年額70万円とするものであります。

以上、議案第21号、契約変更1案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

---

◎議案第21号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第21号 町有財産賃貸借契約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第21号について質疑を終わります。

---

◎議案第22号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第23、議案第22号 分収造林の設定の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

◎議案第22号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第22号 分収造林の設定の変更についてであります。本案は、平成2年12月21日に議決を経て設定した浮金黒石国有林の分収造林について、目的が浮金小・中学校のための分収造林としているところであります。令和2年4月からの小学校統合に伴い目的の変更が必要となり、また地籍についても実測値に変更いたしたく、このたび分収造林設定の一部を変更するものであります。

変更内容といたしましては、目的を「浮金小・中学校のための分収造林」から「地域振興のための分収造林」に、また地籍を「3万3,200平米」を「3万1,977平米」にそれぞれ変更するため、地方自治法第96条第1項第15号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第22号、設定変更1案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

---

◎議案第22号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第22号 分収造林の設定の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第22号について質疑を終わります。

---

◎議案第23号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第24、議案第23号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議世事務局長朗読]

---

### ◎議案第23号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第23号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分についてであります。本案は、田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散となることから、解散後の構成市町におけるごみ処理体制を構築するに当たり、一般廃棄物処理基本計画の策定など相当の準備期間を要することが想定されるため、先行してごみ処理施設の財産処分を行いたいものであります。

なお、ごみ処理施設の帰属先については立地市町とすることとし、田村東部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場は田村市に、田村西部環境センターは三春町に帰属することとしたいものであります。また、この財産処分については、地方自治法第290条の規定により構成市町議会の議決事項となっていることから、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第23号の財産処分1案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

---

### ◎議案第23号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第23号 田村広域行政組合の解散に伴う田村東部環境センター、田村西部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の財産処分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第23号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第24号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第25、議案第24号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本人より一身上の事件につき、退席の申出がありましたので、これを許可します。

〔副町長 阿部京一君退席〕

○議長（田村弘文君） 事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第24号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第24号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。が、本案は、本年3月31日で任期満了となります現副町長の小野町大字夏井字太子堂16番地の1、阿部京一氏を再度副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和2年4月1日より令和6年3月31日までの4年間の任期となるものであります。

以上、議案第24号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第24号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第24号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第24号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第24号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第24号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（田村弘文君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

阿部副町長の入場を求めます。

〔副町長 阿部京一君入場〕

○議長（田村弘文君） ただいまの人事案件の結果について申し上げます。

原案のとおり賛成多数により同意されたことを報告いたします。

---

#### ◎議案第25号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第26、議案第25号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

◎議案第25号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第25号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年3月31日で任期満了となります現委員の先崎福夫氏から、本任期満了をもって退任したい旨の申出があったため、人格、識見ともに優れている小野町大字皮籠石字五百成7番地、佐久間金治氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和2年4月1日より令和6年3月31日までの4年間の任期となるものであります。

以上、議案第25号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第25号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第25号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第25号について質疑を終わります。

---

◎議案第25号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第25号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第25号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第28、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第1号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

---

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時18分